

2025 年 7 月 9 日

イントロン株式会社
法務担当取締役
管理本部長 石津 直幸

弊社 旧販売代理店 健康サロン株式会社の記者会見に対する弊社見解について

1. 健康サロン株式会社の記者会見について

弊社の旧販売代理店である健康サロン株式会社（以下「健康サロン」という。）が、2025 年 7 月 1 日に記者会見を行った件につきまして、弊社は事前に一切の通知を受けておらず、弊社関係者も会見を視聴しておりません。そのため、会見内容の詳細を把握しておりません。ただし、じほうの記事を拝見しましたので、同記事に基づき、弊社の見解を述べさせていただきます。

2. 訴訟に至った経緯と訴訟の現状について

じほうの記事において、弊社は、健康サロンが「あなたの調剤薬局（以下「YPPP」という。）」の使用料を支払わないことについて訴訟を提起し、現在その訴訟が係属中である旨の記載がありますが、これは事実です。

簡単に経緯を申し上げますと、2023 年 5 月以降、弊社の「YPPP」の販売代理店であった健康サロンからの「YPPP」の使用料の入金が滞るようになり、2023 年 11 月に、健康サロンからの支払が完全に停止しました。その後、再三にわたり使用料の支払いを催告しましたが、健康サロンがその支払を拒絶したため、弊社は、2024 年 12 月 25 日、健康サロンを被告として、システム使用料の支払いを求めて訴訟を提起しました。また、健康サロンとの販売代理店契約をその契約の期間満了日である 2025 年 2 月 16 日付で更新をせずに終了させました。なお、訴訟に関連し、弊社は健康サロンの銀行口座の仮差押を申立てました。また、債権者として健康サロンの破産手続開始を申立てました。

他方、健康サロンは、弊社からの訴訟に対抗し、2025 年 3 月 13 日に、弊社に対し特許違反による「YPPP」のシステム停止の仮処分を申立てました。しかし、裁判所からの指摘を受け、6 月 30 日、健康サロンが申立を取下げて終了しました。

弊社から健康サロンに対する訴訟の現状と、健康サロンから弊社に対する訴訟の現状につきましては、別紙 1 「訴訟の現状について」を参照ください。

3. 弊社によるサービスの安定的な継続について

じほうの記事において、この訴訟により、お客様に支障が生じている旨述べられていますが、これは事実とは異なります。

弊社は、健康サロンとの間の販売代理店契約が終了した後、弊社が直接顧客対応を行っており、安定的・継続的に、従来と変わらずシームレスにサービスを提供させていただいております。継続して、弊社の「YPPP」のサービスを利用されているお客様におかれましては、「YPPP」のサービスの提供に関して「命に関わる医療情報が停止されたり、消去されたりする」ような支障は生じておらず、弊社のサービスに満足していただいているものと認識しております。

なお、前述の通り、健康サロンは弊社からの訴訟に対抗し、2025 年 3 月 13 日に、「システム停止の仮処分」を申立てました。これは、弊社のお客様が利用されているサービスを即時に停止させようとする行為であり、弊社よりもお客様に対して、直接、多大なご迷惑をかける、許しがたい申立てであったと言えます。なお、この仮処分については、前述のとおり、裁判所からの指摘を受けて、2025 年 6 月 30 日に、健康サロンはその申立てを取り下げました。これにより、いきなりシステム停止に至りお客様が迷惑を被るような事態を回避することができました。

4. 健康サロン等による新サービスと、不正営業について

じほうの記事において、健康サロンは、新しいシステム「あなたの薬局」という「YPPP」とは別のシステムを開発していると言うことですが、弊社は、この新しいシステムには関知しておりませんし、どのようなシステムかということも把握しておりません。かかるシステムについて、健康サロンから、弊社に何らかの要望があったという事実也没有ありません。なお、「YPPP」については、健康サロンとの契約が 2025 年 2 月 16 日をもって終了しており、それ以降、健康サロンは「YPPP」の使用権限を有しておらず、当然ながらデータへのアクセスもできないことを申し添えます。

なお、「YPPP」のバージョンアップ版と称して、類似の名称の全く別の商品への切替え営業を行っている事業者がいることを、お客様からご連絡をいただき確認しております。

該当のお客様には個別に注意喚起を行っておりますが、改めて以下の点を強調させていただきます。

- 「バージョンアップ版」と称していても、名称が類似していても、別の商品である限り、弊社が提供する「YPPP」のシステムのデータを引き継ぐことはできません。
- 当該商品が「e薬Link®」に対応していない場合、算定要件を満たしていない可能性があります、十分な注意が必要です。

被害に遭われたお客様には、心からお悔やみ申し上げます。弊社のホームページにおいても、注意喚起文を掲載しておりますので、詳細についてはホームページでご確認ください（別紙 2「不正営業について」を参照ください）。

被害に遭われたお客様、あるいは、現在、「バージョンアップ版」への提案を受けているお客様は、弊社カスタマーサポート窓口、顧問弁護士、警察等にご相談いただくようお願いいたします。

以上

【別紙1：訴訟の現状について】

■当社から健康サロンに対する訴訟の状況

1. 当社から健康サロンに対する、未払金支払請求の訴訟について

- 2024年12月25日に、健康サロンを被告として訴訟を提起しました。
- 2025年5月20日に、支払請求額を1億487万円に拡張しました。
- 判決までに時間がかかることが想定されますが、当社の正当性、優位性は変わらず、請求が認められるものと考えています。

日程	概要	内容
2024年12月25日	訴訟提起	未払金5,893万円の支払を求めて、健康サロンに対し訴訟を提起（令和6年(ワ)第35554号）
2025年3月13日	第1回裁判	健康サロン陳述
2025年5月20日	請求拡張	支払請求額を計1億487万円に拡張
2025年5月22日	第2回裁判	イントロン陳述
2025年7月10日	第3回裁判	（健康サロン陳述予定）

2. 当社から健康サロンに対する、銀行口座の仮差押の申立について

- 2025年2月3日に、3,390万円の仮差押（第1回）が決定されました。
- 2025年5月19日に、4,165万円の仮差押（第2回）が決定されました。
- 第2回の仮差押は、昨日時点で健康サロンからの供託は無く、仮差押が継続しています。

日程	概要	内容
2025年1月29日	第1回仮差押申立	3,390万円の仮差押の申立（令和7年(ワ)第220号）
2025年2月3日	第1回仮差押決定	申立通り、3,390万円の仮差押の決定 健康サロンが3,390万円の解放金を供託
2025年5月9日	第2回仮差押申立	4,165万円の仮差押の申立（令和7年(ワ)第1285号）
2025年5月19日	第2回仮差押決定	申立通り、4,165万円の仮差押の決定 昨日時点で健康サロンから供託無く仮差押継続中

3. 当社から健康サロンに対する、破産手続開始申立について

- 2025年5月23日に、健康サロンの破産手続開始申立を行いました。
- 2025年6月20日に、債権者である当社が予納金を納め、審理が開始されました。
- 2025年7月30日に、第1回裁判（審尋期日）予定。

日程	概要	内容
2025年5月23日	破産手続開始申立	健康サロンの破産手続開始の申立（令和7年(ワ)第3472号）
2025年5月23日 ～6月20日	裁判所との協議	債権者（イントロン）と裁判所の事前打合せ
2025年6月20日	審理開始	債権者が予納金納付し審理開始
2025年7月30日	第1回裁判	（健康サロン陳述予定）

■健康サロンから当社に対する訴訟の状況

4. 健康サロンから当社に対する、特許違反によるシステム停止仮処分の申立について

- 2025 年 3 月 13 日、当社からの訴訟に対抗し、健康サロンが当社に対し、特許違反によるシステム停止の仮処分を申立ました。
- 2025 年 6 月 30 日、健康サロンが申立を取下げ、本件は終了しました。
- 当社の正当性、優位性が、更に強固となりました。

日程	概要	内容
2025 年 3 月 13 日	仮処分申立	特許違反によるイントロンのシステムの停止の申立 (令和 7 年(㊄)第 30061 号)
2025 年 4 月 17 日	第 1 回裁判	イントロン陳述
2025 年 6 月 5 日	第 2 回裁判	仮処分による差止めにはそぐわないとの裁判所意見
2025 年 6 月 23 日	第 3 回裁判 中止	健康サロンが申立を取下げることになったと裁判所から連絡があり、裁判中止
2025 年 6 月 30 日	取下げ	健康サロンが申立を取下げて終了

以上

【別紙2：不正営業について】

「あなたの調剤薬局」販売代理店を装った不正契約行為に対する注意喚起と対応方針について

2025年7月1日

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、弊社が開発・販売する調剤薬局業務支援システム「あなたの調剤薬局（※1）」につきまして、現在弊社と契約関係のない事業者が「販売代理店」を装い、不正契約行為を行っている事案が複数報告されておりますのでご注意ください。

1. 「あなたの調剤薬局」の販売代理店をかたる事業者による不正営業について

弊社とは契約関係にない事業者が、「あなたの調剤薬局」サービスを販売し、お客様から代金を受領したにもかかわらず、実際には稼働に至らず、数ヶ月間も放置する事案が発生しています。

弊社は現在、販売代理店を設置しておりません。弊社以外の事業者が「あなたの調剤薬局」サービスの営業活動を行うことはございませんし、そのような事業者と契約しても、「あなたの調剤薬局」サービスの提供を受けることはできません。

また、IT導入補助金の利用を前提としながら、補助金採択前に、事業者がお客様に対して代金の支払いを求める行為は、不正です。採択前にお客様が事業者を支払った代金を補助金申請対象とした場合、不正請求に該当し、補助金の返金を求められる可能性がありますので、ご注意ください。

2. 「あなたの調剤薬局」のバージョンアップ版をかたる営業活動について

弊社以外の事業者が、「あなたの調剤薬局」サービスのバージョンアップ版と称して、類似の名称の全く別の商品への切替営業を行っている事案が発生しています。

弊社は、「あなたの調剤薬局」サービスをお客様の声を反映して適時にアップデートしておりますが、現在「バージョンアップ版」や「バージョン2」なるものは販売しておりません。

弊社以外の事業者が「あなたの調剤薬局」のバージョンアップ版をリリースすることはできませんし、当然ながら、バージョンアップ版と称した全く別の商品を購入されても、これまでご利用された患者様の調剤データやLINE友だちデータ、LINEトーク履歴などを、引き継ぐことはできません。

また、「あなたの調剤薬局」は、e薬Link®(※2)に対応しており、調剤報酬算定要件の一つである「一元的に情報閲覧できる仕組み」が提供されています。e薬Link®に対応していない類似商品をご利用の場合、こうした算定要件を満たせない可能性があるため、十分ご注意ください。

上記のような事案は、いずれも、お客様に大きな損害を与えかねないことから、注意喚起をさせていただきます。もし同様の事案に遭遇した場合は、速やかに、下記の弊社カスタマーサポート窓口、顧問弁護士、警察等にご相談いただくようお願い申し上げます。

弊社はすでに弁護士と連携の上、当該事業者に対して法的措置を検討・準備しており、再発防止と被害拡大の防止に向けて厳正に対処してまいります。

今後も、安心してご利用いただける環境づくりに努め、皆さまの業務を支えるパートナーとして、より良い製品とサービスをお届けしてまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※1)「あなたの調剤薬局」は株式会社スカイリンクスの登録商標です。

(※2)「e薬Link（イークスリンク）®」は（公社）日本薬剤師会の登録商標です。

以上